

食品安全委員会（第716回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成30年10月16日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（6名）

佐藤 洋（委員長）
山本 茂貴（委員長代理）
川西 徹
吉田 緑
香西 みどり
堀口 逸子

3. 議事

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の清涼飲料水のヒ素の試薬・試液の改正
（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 1品目
ニームオイル
（厚生労働省からの説明）
- ・農薬 4品目（〔2〕～〔4〕はポジティブリスト制度関連）
〔1〕フルアジナム 〔2〕カルタップ
〔3〕チオシクラム 〔4〕ベンスルタップ
（厚生労働省からの説明）
- ・添加物及び遺伝子組換え食品等 1品目
Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ
（厚生労働省からの説明）

- (3) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて
- (4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - ・「カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (5) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - (2-1) 食品健康影響評価について
 - (2-2) 「ニームオイル」「フルアジナム」「カルタップ」「チオシクラム」及び「ベンスルタップ」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
 - (2-3) 「Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたブシコースエピメラーゼ」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- (3) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（案）
- (4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統>